

## 研究紹介—個人情報保護法の研究を中心として

大島 義 則 (専修大学法科大学院教授)

### I はじめに

2022年4月から専修大学法科大学院客員教授となり、2023年4月に専修大学法科大学院教授として着任した大島義則です。法科大学院のいわゆる実務家教員であり、普段は弁護士をしながら、専修大学法科大学院では主に行政法を教えています。弁護士業のほうでも2023年10月から弁護士法人長谷川法律事務所の代表弁護士に就任したため、2023年は非常に慌ただしい1年となりました。

実務家教員ではありますが、普段から書籍や論文の執筆には力を入れています。今回、「新所員研究紹介」の執筆のご依頼を受けましたので、近年、私が取り組んでいる個人情報保護法に関する研究について紹介したいと思います。

なお、本稿は「新所員研究紹介」ということで研究内容に注力した紹介内容となっています。弁護士をやりながら研究活動を行ってきたこれまでの経緯に関しては、法学教室のインタビュー記事「私の選択」法学教室521号(2024年)26頁に詳細に記しておりますので、ご関心のある方は、そちらも併せてご覧ください。

### II 問題意識—個人情報保護法の法目的・仕組み・救済

2003年に制定された個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)は、データ利活用と個人情報保護のバランスを図りながら、2015年、2020年及び2021年に大規模改正がされました。個人情報保護法は、3年ごとに見直しがなされる仕組みとなっており、今後も随時、規制の仕組みが見直されていく可能性が高い法律です。特に画像、動画、文書等の生成を可能とする生成AI等の新技術も登場していることから、今後はますます個人情報保護法の仕組みが立法又は解釈により変貌していく可能性があります。

新技術が登場した際にはパッチワーク的な法的規制がなされがちですが、本来であれば、日本の個人情報保護法の法目的とは何か、何であるべきかを法解釈論として明らかにした上で、規制の仕組みを整序し、さらには法的な救済措置（remedy）を実装しておく必要があります。個人情報保護法は「個人の権利利益を保護すること」を立法目的として掲げています（1条）。ここで保護されるべき「個人の権利利益」は、「個人の人格的、財産的な権利利益」全般であり、「プライバシーはその主要なものであるが、それに限られない」という解釈論が採用されてきました（園部逸夫編・藤原静雄＝個人情報保護法制研究会著『個人情報保護法の解説〔第三次改訂版〕』（ぎょうせい、2022年）60頁）。しかし、個人情報保護法が保護しようとしているプライバシーとはどのような内容を有するものか、また、プライバシー以外の保護法益としてどのような内容のものが想定されているかは、必ずしも明らかとなっていません。そこで、私は、①日本の個人情報保護法の法目的を法解釈学的に明らかにすること及び②個人情報保護法の規制と救済の仕組みを当該法目的との関係で再定位することを目的として研究活動を行っています。

①②の研究目的を達成するにも様々なアプローチがあると思いますが、私は、行政法学における解釈学的方法論としての「仕組み解釈」論（橋本博之『行政判例と仕組み解釈』（弘文堂、2009年）2頁以下）を参照し、制度内在的・解釈学的に日本の個人情報保護法の法目的を抽出・分析する、という手法を意識して研究してきました。

### Ⅲ 個人情報保護法制に関するこれまでの研究活動

#### 1 個人情報保護法の法目的と仕組みに関する研究

##### ① 拙稿「公法上のプライバシーと個人情報保護法制」（NBL 1100号（2017年）33頁）

まず、拙稿「公法上のプライバシーと個人情報保護法制」では、判例を中心として公法上のプライバシー権の意義を確認した上で、公法上のプライバシー権と個人情報保護法との関係性を考察しました。

この論文では、個人情報保護法はプライバシーや個人の人格を保護するための立法であって、プライバシーを制約する規制立法ではないため、対国家防御権としてのプライバシーが直接的には問題にはならず、むしろプライバシーや個人の人格を保護するために個人情報取扱事業者等に対する規制を行うものであるという規制の基本的な仕組みを確認しました。さらに、プライバシーや個人の人格を保護するという立法目

的から、本人の「同意」を起点とした規制の仕組みが導入されることがあり、特に2015年の個人情報保護法改正で導入された要配慮個人情報制度は人格尊重原理に基づいて同意モデルを強化する仕組みである一方で、データ利活用のために導入された匿名加工情報制度は「本人の同意に代え得る程度」の仕組みを導入することで同意代替モデルによる正当化が行われていることを指摘しました。その上で、こうした同意モデルや同意代替モデルに基づく規制の正当化には限界がありうることを指摘し、データ収集以後のdownstream useに焦点を当てた規律構造の必要性を論じました。

② 拙稿「プラットフォーム時代におけるパーソナルデータ法制の理念と設計」  
(NBL 1181号 (2020年) 22頁)

伝統的見解はプライバシーの根拠を個人主義的・人格的観点から捉えており、個人情報保護法も「個人の人格尊重の理念」(3条)を定め、自己決定・同意の要素を重視してきました。しかし、プラットフォームの台頭により各人がプライバシーポリシーを理解して同意するフィクションに疑問符がつき、自己決定・同意の有効性が問われる事態となっています。また、近年の憲法学においても、「自己情報コントロール権の有する複数の価値—人格的価値、関係性構築にかかる価値、共同体構成的な価値、民主主義的価値、反全体主義的価値」等を文脈や制約主体の性質に応じて把握する多元的・文脈依存的プライバシー論(山本龍彦『プライバシーの権利を考える』(信山社出版、2017年)44-45頁)が提唱されています。

こうした状況を踏まえ、拙稿「プラットフォーム時代におけるパーソナルデータ法制の理念と設計」では、特に、GAFA(Google, Apple, Facebook, Amazon)を初めとしたプラットフォームが台頭するプラットフォーム時代において変容するプライバシーの理念に関連する諸価値として、「人格」、「平等」、「民主主義」、「信認」、「公正な競争」を取り上げて考察しました。この論考では、プライバシーの価値を多元的に捉えるとしても、どの価値を個人情報保護法に読み込み、どの価値をその他の隣接領域で扱うかの分けをしていく必要があります、この作業は各法領域における原理的探求によりなされるべきである、と結論しました。

③ 拙稿「個人情報保護法におけるプロファイリング規制の展開」(情報ネットワーク・ローレビュー20巻(2021年)31頁)

上記②の論考において、個人情報保護法領域における法目的を原理的に探求する必

要性を述べたことから、この点について引き続き研究をする必要が生じました。そこで、拙稿「個人情報保護法におけるプロファイリング規制の展開」では、個人情報保護法の領域におけるプロファイリングの法的規律の変遷を題材に、2020年の個人情報保護法改正により導入された各プロファイリング規制を解釈するに当たっては、個人情報保護法の法目的の分析・評価が必要不可欠になっていることを明らかにした上で、個人情報保護法の法目的をめぐる議論を分類・整理することにしました。

もっとも、個人情報保護法の法目的に関する議論について既存学説の整理が十分に行われていない状況にありました。そこで、この論考では、以下のとおり、(a)から(e)の5つに整理・分類する試論を提示しました。

(a) 個人情報保護法の法目的を自己情報コントロール権（プライバシー権）保護に求めた上で、その権利の性質を人格権と捉える考え方（石井夏生利『個人情報保護法の理念と現代的課題』（勁草書房、2008年）561-562頁）。

(b) 個人情報保護法の法目的を自己情報コントロール権（プライバシー権）保護に求めつつも、自己情報コントロール権を（人格のみならず）自律性保障、民主主義維持、反差別等の多元的目的に仕えるものと位置づける見解（曾我部真裕＝山本龍彦「【誌上対談】自己情報コントロール権をめぐって」情報法制研究7号（2020年）133頁〔山本龍彦発言〕）。

(c) 個人情報保護法制を自己情報コントロール権の具体化とする憲法学の趨勢に疑問を呈し、「自己決定・同意といった要素は、必ずしも本質的な要素ではなく、個人情報の社会通念上不当な取扱い及びそれに起因する不利益を防止するのが目的であり、自己決定・同意の要素は基本的にはそのための手段である」とする見解（個人情報の保護を求める権利説、曾我部真裕「自己情報コントロールは基本権か？」憲法研究3号（2018年）72頁）。

(d) （個人情報のような）プライバシー外延情報を人格的自律権に基づく自己情報コントロール権の枠外と捉えた上で、私人間における手段的・予防的な保護法益としての「信頼としてのプライバシー」を提案する見解（齊藤邦史「プライバシーにおける『自律』と『信頼』」総務省学術雑誌『情報通信政策研究』3巻1号（2019年）II-17-18頁）。

(e) 個人情報保護法の本来の趣旨を「データによる個人の選別」防止に求める見解（高木浩光「情報法制学会 第3回研究大会講演録 個人情報保護法改正についての提言」JILISレポート Vol. 2 No. 12（2019年）1頁）。

もっとも、この論文では、個人情報保護法をめぐる法目的論の議論状況を整理することに注力したため、これらの見解を踏まえて、どのような法目的論を採用すべきか

については継続的な研究課題となりました。

④ 拙稿「仕組み解釈論と個人情報保護法の法目的」(慶應法学50号(2023年)53頁)

上記③の論考では個人情報保護法の法目的の議論を整理する作業を行いました。引き続き個人情報保護法の法目的を解釈論的に分析する必要性が生じました。個人情報保護法の法目的を探求する際にも様々な学問的アプローチがあり得ますが、拙稿「仕組み解釈論と個人情報保護法の法目的」では、個人情報保護法の行政法規としての性質に着目し、行政法の解釈学的方法論としての仕組み解釈論に依拠して分析する手法を採用しました。

この論文では、個人情報保護法の「個人の権利利益を保護すること」という法目的は、制定当初、プライバシーを中心的なものとして想定していたものの、法改正を経てプライバシー以外の差別禁止等の趣旨・目的にまで法目的が拡大されていること、このような個人情報保護法の法目的の多元化は法改正による個人情報保護法の規制手段の変動により引き起こされていること、特に法律による行政の原理を中心とする行政法ドグマティックを強調する仕組み解釈論を用いれば、不適正利用禁止義務の導入という立法行為を通じて、法律による行政の原理に沿って個人情報保護法全体の法的仕組みが解釈論的に作り直されたと評価できることなどを明らかにしました。

## 2 個人情報保護法の救済論に関する研究

① Yoshinori Oshima & Machiko Sakai, *The Enforcement of Personal Data Protection Law in Japan*, 1(3) GPLR 173 (2020)

個人情報保護法がプライバシー等の保護法益を有しているとしても、当該保護法益を貫徹しうる行政的・司法的救済の制度がなければ「絵に描いた餅」になってしまう可能性があります。そこで、個人情報保護法の救済論についても、併せて検討を進めてきました。‘*The Enforcement of Personal Data Protection Law in Japan*’では、個人情報保護法の義務履行確保の諸制度の合理性を検証した上で、課徴金導入論を検討する必要性を指摘しました。

② 拙稿「個人情報保護法における課徴金制度の導入論」(情報ネットワーク・ローレビュー19巻(2020年)1頁)

課徴金導入論に関しては、特に深掘りして検討する必要が生じました。そこで、拙

稿「個人情報保護法における課徴金制度の導入論」では、2020年の個人情報保護法改正過程において論じられた課徴金導入に関する議論を分析し、課徴金が法改正によって導入できなかった行政法学上の制約条件を明らかにするとともに、将来の改正で個人情報保護法に課徴金制度を導入するための現実的な制度設計を提案しました。

③ 森亮二=山本龍彦編『プライバシー法』第5章〔筆者執筆部分〕(弘文堂、2024年刊行予定)

より包括的にプライバシー法における行政法的救済措置を検討するために、森亮二=山本龍彦編『プライバシー法』第5章の一部を執筆しました。

また、同書第5章の筆者執筆部分では、事後的な裁判的救済を超えて、事前にプライバシー侵害リスクをコントロールするためには、行政法的規制を巧く制度設計することが重要であることを指摘し、自主規制・共同規制・直接規制という3つの視点から、行政法的な制度設計論を検討しました。

④ 破産者マップ事案等に関する論考

プライバシー法における行政的救済論に関する事例検討として、平成31年頃に発生した「破産者マップ」事案を素材とした論考も発表してきました。「破産者マップ」事案では、官報公告を情報源として破産手続開始決定等がなされた個人の氏名、住所等をGoogleマップ上に紐付ける形で公表する「破産者マップ」と称するウェブサイトの合法性が問題となりました。同年3月18日、筆者を含む有志の弁護士60人は、個人情報保護委員会に対して、「破産者マップ」の運営者に個人データを第三者に提供してはならないように求める緊急命令(個人情報保護法42条3項)を発出するように求める処分等の求め(行政手続法36条の3)の申出書を提出したところ、「破産者マップ」の運営者は「破産者マップ」を自主的に閉鎖するに至りました。もっとも、破産者マップの自主的閉鎖以降も破産者マップ類似のサイトが複数開設されており、現在も継続的課題となっています。

破産者マップ事案に関連する論考としては、拙稿「破産者マップをめぐる消費者トラブル」(現代消費者法47号(2020年)118頁)、第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会編『令和2年改正 個人情報保護法の実務対応』(新日本法規、2021年)285-289頁等を公表しています。

## IV 社会的活動

総論的・学問的な活動としての個人情報保護法に関する研究と並行して、個人情報保護法に関する研究を社会実装する社会的活動にも力を入れてきました。

まず、山本龍彦先生（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）のお誘いで「パーソナルデータ+ $\alpha$ 研究会」（商事法務研究会）に参加しました。この研究会では、パーソナルデータ+ $\alpha$ 研究会「プロファイリングに関する提言案」NBL 1137号（2019年）64頁、同「プロファイリングに関する最終提言案」NBL 1211号（2022年）4頁のとりまとめに尽力しました。これらの提言案を踏まえて、最終的に「プロファイリングに関する最終提言」（2022年4月22日公表、<https://wp.shojihomu.co.jp/wp-content/uploads/2022/04/ef8280a7d908b3686f23842831dfa659.pdf>）を、商事法務のウェブサイト上で公表することができました。

また、パーソナルデータ+ $\alpha$ 研究会の活動を踏まえて、一般社団法人ピープルアナリティクス & HRテクノロジー協会のアカデミック・アドバイザーの立場から、「人事データ利活用原則」（令和2年3月19日制定、令和4年4月30日改定）の策定も行いました。さらに、山本龍彦=大島義則編『人事データ保護法入門』（勁草書房、2023年）を刊行し、人事データ領域におけるパーソナルデータの保護と利活用の仕組みについての啓蒙活動を行っています。人事データ保護法分野では、その他にも、拙稿「AIによる採用、人事評価の問題点」ビジネス法務21巻2号（2021年）76頁も公表しました。

また、駒村圭吾先生（慶應義塾大学法学部教授）のお誘いで、脳神経科学技術の社会実装を見込んだ法的・倫理的・社会的課題探索（ELSI）を行う研究ユニット「IoB-S（“Internet of Brains”-Society）」にも参加しています。この研究ユニットでは、Brain Machine Interface（ブレイン・マシン・インタフェース）等のNeurotech（ニューロテック）を素材にして、個人情報保護法の問題等を検討しています。IoB-Sの研究参加者による研究成果の一部は、法学セミナーの連載「Law of IoB—インターネット・オブ・ブレインズの法」法学セミナー807号～829号（2022年～2024年）として公表されています。

## V 総括

本稿では、自分の研究の全体像があたかも体系的に進められてきたかのように書いておりましたが、実際にはその都度の問題関心に従って色々なものを書き散らしてきた、というほうが実態に近いといえるでしょう。もっとも、完全に場当たりに書いてきたというわけではなく、論文間での整合性や研究全体を通しての物語性を維持できるように努めてきたつもりです。

今回、この「新所員研究紹介」の原稿を書くに当たって、改めて自分の研究業績を振り返ることにより、自分自身の考えを整理することができました。個人情報保護法に関する論文の分量も、相当程度、貯まってきましたので、いずれ、まとまった研究として仕上げたい気持ちもありますが、冒頭で書いたとおり、2023年より法科大学院教授と代表弁護士の二足の草鞋を履くことになりました。そのため、一連の研究として仕上げるといっても、時間的・体力的にそう簡単ではないかもしれません。この点は、将来の課題としたいと思います。

**【附記】** 本論考は、JST、ムーンショット型研究開発事業、JPMJMS2012の支援を受けたものです。